

勾留・保釈制度改革に関する意見書

2007年9月14日

日本弁護士連合会

目 次

意見の趣旨	1
意見の理由	2
はじめに	2
第1 勾留・保釈に関する憲法・国際人権法上の諸原則と改革課題	4
1 無罪推定の原則	4
2 身体不拘束の原則	5
3 比例原則	7
4 最終手段としての拘禁の原則	8
5 身体拘束の合理性を争う手段の保障の原則	9
第2 「人質」司法の実態	9
1 保釈率の推移	9
2 起訴時、判決時の身体拘束率の推移	10
3 第1回公判期日前の保釈	11
4 比例原則との関係	12
5 保釈金の高額化	14
第3 日弁連の取組の経過	14
第4 提言する改革の内容	17
1 逮捕について	17
2 勾留について	17
3 保釈について	17
別紙1（刑訴規則改正による勾留・保釈等についての当事者としての手続保障の整備）	20
別表1 通常第一審における勾留、保釈人員及びその割合（地裁）	23
別表2 通常第一審における終局人員の身柄処遇状況（地裁）	24
別表3 通常第一審における終局人員の勾留期間（地裁・簡裁）	25

意見の趣旨

「人質司法」と評される勾留・保釈の現状を、憲法及び国際人権法に適合したものにす
るために、以下のとおり勾留・保釈制度改革を実現すべきである。

1 逮捕について

逮捕に対する不服申立制度を、勾留に関する準抗告を準用するなどの方法で整備す
べきである。

2 勾留について

(1) 比例原則を明記すべきである。

刑訴法60条1項本文に、ただし書として、「但し、勾留が事件の法定刑および
想定される刑罰に比して不均衡であるときは、これをすることはできない。」を加
えるなどの改正をすべきである。

(2) 刑訴法60条1項2号を改正すべきである。

同条同項を削除するか、「司法権の行使を妨げる客観的な危険が具体的な証拠に
よって認められるとき」に改正すべきである。

(3) 勾留質問に対しての弁護人の立会権を保障すべきである。

刑訴規則149条の2(勾留質問の弁護人立会権)として、「勾留請求に関する
裁判所の勾留質問にあたり、被疑者に弁護人がいる場合には、弁護人に立ち会わせ
る機会を与えなければならない。」との規定を新設すべきである。

(4) 刑訴法420条3項、429条2項を削除すべきである。

勾留に対する抗告(又は準抗告)において、「犯罪の嫌疑がないこと」をも理由
とすることができるようにすべきである。

(5) 勾留・保釈に関する当事者の手続保障を整備すべきである。

3 保釈について

(1) 起訴前保釈制度を創設すべきである。

刑訴法207条1項ただし書を削除し、保釈制度を被疑者にも適用することとす
べきである。

(2) 刑訴法89条1号を改正すべきである。

(権利保釈の対象外犯罪の限定)

刑訴法89条1号を、「被告人が死刑に当たる罪を犯したものであるとき」に改
正すべきである。

(3) 刑訴法89条3号を削除すべきである。

(4) 刑訴法89条4号を削除すべきである。

(削除・権利保釈除外事由の厳格化)

同条同号の削除、少なくとも要件の厳格化がなされるべきであり、権利保釈の除
外事由は、「司法権の行使を妨げる客観的な危険が具体的な証拠によって認められ
るとき」もしくは「被告人が自らの有罪証拠を隠滅すると推定するに十分な理由が

あることが具体的な証拠によって認められるとき」に改正すべきである。

(5) 刑訴法89条5号を削除すべきである。

(削除・権利保釈除外事由の厳格化)

同条同号の削除、少なくとも「被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるとき」への改正がなされるべきである。

(6) 刑訴法343条を削除すべきである。

(7) 未決勾留の代替制度を創設すべきである。

一定期間ごとの裁判所や検察庁への出頭を義務づけたり、裁判所書記官や検察事務官などが不定期に自宅に電話をするなどして所在を確認し、公判への出頭を確保するなど未決勾留の代替制度を創設すべきである。

意見の理由

はじめに

1 国際人権(自由権)規約9条3項は、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはなら」ないことを定めている。

しかし、第2において詳述するように、およそ3分の2の被告人は、身体拘束を受けたまま判決を受けているのが実情であり、否認すれば保釈は認められず、容疑を認めている場合であっても、第1回公判前の保釈は、例外的にしか認められていない。しかも、判決は無罪・執行猶予・罰金等でありながら、判決時まで身体拘束を受け続けた被告人が毎年3万人弱にも及んでいる。このような現状は、国際人権(自由権)規約に明らかに違反している。

このような運用が定着してしまった結果、捜査官は、「否認していれば保釈されない」などと被疑者に圧力をかけるのが常態となっており、被疑者は早く釈放されるために、意に反する供述を強要されている。これが「人質」司法の実態である。

この権利保釈の死滅ともいべき今日の事態は、何よりも、裁判所による、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の解釈によってもたらされており、権利保釈の除外事由を抜本的に見直す必要がある。起訴前保釈制度の創設、保釈手続における事実取調べの実効化と反論権の保障なども推進しなければならない。法務省が検討を始めたと伝えられる居住場所の指定や制限など「未決勾留の代替制度」についても、「抑留」を例外化するとの観点から、その導入を積極的に推進すべきである。今や勾留・保釈に関する制度・運用の改革は、取調べの可視化、いわゆる「代用監獄の廃止」と並んで、刑事司法の分野における三つの重大課題である。

2 そこで、あらためて日弁連の活動を振り返ってみると、第3において概観するように、保釈の制度改革について日弁連が最初に決議したのは、1966年の人権擁護大会決議

(札幌)においてであり、以後、「刑事訴訟法40周年宣言」(1989年)、「被疑者の弁護活動強化のための宣言」(1991年)、「新しい世紀の刑事手続を求める宣言」(1999年)等の取組をしてきた。

そして、この問題が、司法制度改革審議会に取り上げられはしたものの、結局は棚上げされてしまうという事態を受けて、2004年12月以降、裁判員制度が実施される2009年までに保釈の制度と運用を改革することを目標とした新たな活動を展開し、2006年3月には、「『人質』司法を打破しよう - 保釈制度の改革を目指して - 」と題して、国選弁護シンポジウムのプレシンポジウムが開催され、本年4月からは、「『人質』司法を打破しよう! 全国キャンペーン」が展開されている。

3 他方、これらの問題提起に対し、裁判所サイドや検察サイドから反応がみられるようになった。

2005年末、最高裁が裁判員制度の下における審理等の在り方について協議するために開催した裁判官協議会では、保釈についても議論が及び、裁判員制度の下では被告人側の訴訟準備にいつそう配慮する必要があること等から、刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。)89条1号はあるものの、これまでより柔軟に考えるべきだとの意見が大勢を占め、ひるがえって、現在の保釈の運用についても見直すべき点があるのではないかと趣旨の発言が相次いだとのことである。

そして、2006年5月には、大阪地方裁判所の令状部部長である松本芳希判事の「裁判員裁判と保釈の運用について」と題する論文(ジュリスト2006年6月1日号掲載、以下「松本論文」という。)が発表され、保釈の判断を実質化すべきこと、裁判員事件ではある程度積極的な保釈の運用を試み、検証していく柔軟な姿勢が必要であることが提言された。

また、法務省サイドでも、過剰収容対策という視点からではあるが、2006年2月、「未決拘禁制度の多様化(未決勾留の代替制度の検討)」、「保釈制度の運用」を含めて検討するために「刑事施設収容人員適正化プロジェクト」が設置され、さらに、同年7月には、法制審議会に「被収容人員適正化方策に関する部会」が設置され、これらの課題をも含む諮問がなされるに至っている。被収容者数を大幅に減少させることができれば、過剰収容問題も自ずから解決するし、国家予算の節約にも資する。また、保釈制度の運用が改革され、権利保釈がその本来の字義通りに運用されれば、有職者などは職を失わずにすむ可能性が高く、その後の更生・再犯防止にも有効であるし、被告人が家族の生活を支える者である場合には、家族の生活が崩壊することを防ぐことができる。かかる観点からも、保釈制度を抜本的に改革すべきである。

4 このような状況にある中で、人質司法の現状と従来からの日弁連の活動を踏まえながら、憲法と国際人権法とを規範として、われわれがめざすべき改革の目標を、中長期的なものも含め今一度整理する観点から本意見書を作成するものである。

第1 勾留・保釈に関する憲法・国際人権法上の諸原則と改革課題

1 無罪推定の原則

(1) 憲法

憲法31条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と定めている。この適正手続の保障は、刑事手続の法定にとどまるものではなく、手続自体が適正なものであることをも要求している。憲法は、32条以下において、手続的権利についての具体的規定を置いているが、無罪推定の原則、すなわち、被疑者・被告人が無罪推定を受ける権利については、31条が定める適正手続の保障に含まれていると解されている。すなわち、無罪推定の原則は、憲法31条が保障するところである。

(2) 国際人権法

国際人権(自由権)規約14条2項は、「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」と定めている。

また、国連被拘禁者保護原則は、これをさらに具体化し、原則36において、次のように定めている。

「(1) 刑事犯罪の嫌疑を受け又は訴追された者は、無罪と推定され、最終的に、防御に必要な全ての保障を与えられた公開の審判において法に従い有罪と証明されるまでは、無罪として処遇されるものとする。

(2) 捜査中もしくは公判中の者の逮捕又は抑留は、法の定めた根拠、条件及び手続の下に司法権の執行の必要性のためにのみ行われるものとする。上記の者に対する制限の強制は、厳密に、抑留の目的のために要求されるか、捜査の過程への妨害を阻止するために必要があるか、司法の執行のために必要であるか、もしくは抑留施設の安全と秩序を維持するため必要がある場合以外禁止されるものとする。」

(3) 刑訴法の規定とその運用

日本の刑訴法は、被疑者の勾留を認める要件として「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」と規定する(60条1項2号)。この要件の意義は、実務において、抽象的な「罪証隠滅のおそれ」と理解されており、しかも、罪証隠滅の対象となる事実の範囲を犯罪構成要件事実に限らず、一般的な情状事実にまで拡大して解釈しているため、捜査機関の主観的危惧感があれば、容易に、被疑者の勾留が認められる傾向にある。また、勾留の判断は、英米法系の法制度に見られる予備審問のように、身体拘束の可否をめぐって当事者間の主張立証を尽くす対審構造による審理手続を採っていないため、裁判官は、捜査機関の一方的な収集証拠のみによって罪証隠滅の可能性を推測することとなり、事実上、罪証隠滅の可能性を肯定する傾向にある。その結果、検察官の勾留請求は99%以上の異常な高率で認められており、身体拘束に関する司法的チェックは全く形骸化している。

この刑訴法の規定は、憲法・国際人権法に違反している。無罪と推定される被疑者を「罪証隠滅のおそれ」を理由として身体拘束するというのは明らかな背理である。国際人権(自由権)規約9条3項が明示するように、刑事上の罪に問われた者

が身体を拘束されるのは、「司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭」を確保するためであり、有罪立証という一方当事者の便宜のためではない。

国連被拘禁者保護原則 36 は、被疑者の行為が「司法運営過程への妨害」に該当すると認められる場合に、被疑者の身体を拘束することを認めている。欧州評議会も 1980 年 6 月 27 日、「閣僚委員会による未決拘禁に関する勧告」において、「司法権の行使を妨げる客観的な危険がある場合」を未決拘禁の理由の一つとしている。しかし、これらの司法権の執行の必要性は「罪証隠滅のおそれ」と同じ概念ではない。あくまでも、基準は「公正な裁判」が害されるか否かにあるのであって、訴追側の有罪立証の便宜を図るためではないからである。

したがって、勾留理由から刑訴法 60 条 1 項 2 号の要件を削除し、代わりに、国際人権法上、承認されている「司法権の行使を妨げる客観的な危険がある場合」を勾留理由とすべきであり、改正に至るまでの間、同項についてそのような解釈が確立され、運用される必要がある。

2 身体不拘束の原則

(1) 憲法

憲法 34 条は、「何人も、正当な理由がなければ、拘禁され」ないことを定めている。「正当な理由」(adequate cause)とは、刑訴法が、被疑者の勾留を認める要件として規定する(罪証を隠滅すると疑うに足りる「相当な理由」(probable cause) 60 条 1 項 2 号)よりも高度な立証を要求する概念であり、国家の側により高いハードルを課して、個人が国家刑罰権の対象とされて嫌疑を受けても、身体の拘束については必要最小限にとどめようとの配慮を示しているといえよう。

このような人身の自由に対する抑制的な憲法のアプローチは、今日の国際人権法が明らかにしている身体不拘束の原則と一致している。

(2) 国際人権法

国際人権(自由権)規約 9 条 3 項は、逮捕・抑留された者は、司法機関の面前に速やかに引致され、引致後「妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される」権利を有することを保障し、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはなら」ないと定め、端的に、身体不拘束の原則を明らかにしている。

また、ハンブルグ決議(国際刑法学会第 12 回大会第 3 部会決議。1979 年)は、その第 7 項で、「勾留に代わる手段ができるだけ利用されるべきであり、それには次のものが含まれる。保釈、信頼できる個人ないし団体による身柄引受、行動の自由制限、その他の制限」と定めている。

(3) 刑訴法の規定とその運用

日本の刑訴法は、起訴前保釈制度を欠いており、保釈請求権は、起訴後の被告人についてのみ認められ、起訴前の被疑者には認められないと解されている。その結果、被疑者は、勾留が決定されると、最長 23 日間の長期にわたって身体拘束を余儀なくされるうえ、保釈を請求することすら認められない。

この起訴前の保釈制度を欠く刑訴法の規定及び運用は、国際人権(自由権)規約

9条3項が「妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する」と定めていること、「公判前の抑留は、あくまで例外であり、またできる限り短期間でなければならない」（人権規約委員会一般的意見8（16）（9条・身体の自由及び逮捕又は抑留の手続）1982年7月27日採択）ことに真っ向から反する。

国際人権（自由権）規約委員会の1998年最終見解は、わが国の起訴前勾留につき、次のように勧告している。

「22. 委員会は、起訴前勾留は、警察の管理下で23日間もの長期間にわたり継続し得ること、司法の管理下に迅速かつ効果的に置かれず、また、被疑者がこの23日の間、保釈される権利を与えられていないこと、取調べの時刻と時間を規律する規則がないこと、勾留されている被疑者に助言、支援する国選弁護人がないこと、刑事訴訟法第39条第3項に基づき弁護人の接見には厳しい制限があること、取調べは被疑者によって選任された弁護人の立会いなしで行われることにおいて、第9条、第10条及び第14条に規定する保障が完全に満たされていないことに深く懸念を有する。委員会は、日本の起訴前勾留制度が、規約第9条、第10条及び第14条の規定に従い、速やかに改革がされるべきことを、強く勧告する。」

直ちに、起訴前の保釈制度を創設すべきである。

また、刑法89条により、起訴後の被告人について「権利保釈」が認められる旨規定されているが、実際に、保釈を許可された者の割合（保釈率・勾留総人員中に占める保釈人員の割合）は、年々低下し、現在では、およそ13%程度にすぎない。同じ当事者主義構造の刑事司法モデルを採用しながら、欧米諸国においては保釈されて公判に臨むのが常態であるのに対し、日本においては、保釈可能な被告人のうち、8割を超える者が身体を拘束された状態で公判に臨むのである。これでは、到底「権利」と呼べないことは明らかであろう。

このように、本来「権利」であるべき保釈が実現されていない原因はいくつかあるが、その最大のものは、権利保釈を認めない除外事由として勾留理由と同じ「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があるとき」を定めている点にある。ここでも、この要件が抽象的な「罪証隠滅のおそれ」の意味に拡大解釈されているため、被告人が否認している、あるいは、黙秘をしている場合には、そのこと自体が罪証隠滅の徴表として被告人に不利益に判断されている。その結果、被告人が事実を争っていれば、第一回公判期日前の保釈はほとんど認められず、第一回公判期日後であっても、検察官の立証段階が終了するまでは、容易に保釈が認められないという現実がある。そのため、中には保釈を得るために嘘の自白をする者すら現れて来るのである。保釈の厳しい運用が、自白強要の手段と化しているのである。この実態は、「人質司法」と呼ばれている。

国際人権（自由権）規約9条3項は、保釈を被拘束者の権利と位置付けた上で、保釈に際して出頭確保のために条件を付しても構わないが、被疑者を可能な限り釈放して、過剰な身体拘束を避けよということを国家に命じているのであるから、上記のごとき保釈の運用が同条項に違反していることは明らかというべきである。

したがって、権利保釈の除外事由から「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理

由があるとき」を削除し、権利保釈の請求があれば原則として保釈を許可する規定に改めるべきであり、仮に存置するとしても、刑訴法60条1項2号について述べたと同様に、「司法権の行使を妨げる客観的な危険がある場合」に改める等の改正を行う必要がある。

3 比例原則

(1) 憲法

達成されるべき目的とそのために取られる手段との間には、合理的な比例関係が存在することが必要である。憲法34条が定める「正当な理由」を満たすためには、勾留は、この比例原則に即したものでなければならない。すなわち、勾留は、事件の重大性および予測される刑罰に比して、不均衡なものであってはならず、かような均衡を失する場合には、これを命ずることができないというべきである。

(2) 国際人権法

この比例原則に言及した国際決議としては、「未決拘禁に関する決議」(1990年9月、ハバナで開催された「犯罪防止と犯罪者処遇に関する第8回国際連合会議」(以下「第8回国連犯罪防止及び犯罪者処遇会議」という。))の第17決議がある。

同決議は、第8回国連犯罪防止及び犯罪者処遇会議として、犯罪防止規制委員会に対し、特に次の原則を考慮に入れつつ、未決拘禁の問題を検討するよう要請している。

「(c) 未決拘禁が命じられるべきか否かを検討するにあたっては、個々の事件の状況、特に容疑犯罪の性質及び重大性、証拠の有力性、科されるところの刑罰、それらの者の行為及びそれらの者の地域社会上のつながり (community ties) を含めた個人的、社会的状況に考慮が払われるものとする。

(d) 未決拘禁は、自由の剥奪が、容疑犯罪及び予想される刑罰に比して不均衡となる場合には、命じられないものとする。」

(3) 刑訴法の規定とその運用

刑訴法60条3項は、30万円以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被告人が定まった住居を有しない場合に限り、勾留が許されることを規定し、少年法48条1項は、少年については、「やむを得ない場合」でなければ勾留状を発することができないと規定している。

憲法34条の「正当な理由」を具体化し、勾留に関する比例原則を、法文化したものということができる。

ところが、後に詳しくみるように、わが国では、保釈されることなく、判決まで身体拘束を受け、無罪・執行猶予・罰金等の判決で、ようやく身体拘束から解放される被告人が、およそ1万9000人にも及ぶのであって、比例原則は機能していない。

比例原則を明文をもって定めるとともに、これに沿う運用がなされる必要がある。

4 最終手段としての拘禁の原則

(1) 国際人権法

「社会内処遇措置のための国際連合最低基準規則」(東京ルール。1990年国連総会で採択)は、次のように定めている。

「5.1 適切かつ法制度に合致している場合には、警察官、検察官又は刑事事件を扱うその他の機関は、社会の保護、犯罪の防止、又は法及び被害者の権利の尊重の促進のために、その事件の続行を続ける必要がないと考えるときは、犯罪者を放免(discharge)する権限を与えられなければならない。放免又は事件の続行を決定するために、一連の確立された判断基準が、各々の法制度内に開発されるものとする。軽微な事件の場合には、適切であるときは、検察官は相応の社会内処遇措置を課することができる。

6.1 公判前拘禁は、申し立てられた犯罪の捜査並びに被害者及び社会の保護に十分に配慮して、刑事手続における最後の手段として、用いられるものとする。

6.2 公判前拘禁の代替処分は、可能な限り早期の段階で用いられるものとする。公判前拘禁は、本規則5.1に述べられている目的を達成するのに必要な期間以上に継続してはならず、人道的に、かつ、人間としての固有の尊厳を尊重して実施されるものとする。」

また、前述した「未決拘禁に関する決議」は、未決拘禁の問題を検討するにあたって考慮すべき原則として、次のように、この原則に言及している。

「(e) 可能な場合にはいつでも、未決拘禁は、保釈もしくは個人保証、または、少年の場合には、緊密な監督、集中的なケア又は、家族と共にもしくは教育的環境ないし家庭におくことのような代替手段を課すことによって避けられるべきである。

そのような代替手段が適用できない場合には、その理由が示されるものとする。」

未決拘禁が最終手段であることを明らかにするとともに、公判前抑留の代替措置が法律上規定されることを前提にしているのである。

憲法上、直接に、この拘禁の最終手段性を定める規定はないが、34条の「正当の理由」を構成する一要素として捉えることも可能だと考えられる。

(2) 刑訴法の規定とその運用

国際人権(自由権)規約9条3項が「身体不拘束の原則」を定めていることについては、前述したが、上記のハンブルグ決議及び東京ルール等によれば、この「身体不拘束の原則」は、未決拘禁の代替処分が法律上規定されることを求めているものと解することができる。

早急に、未決勾留の代替制度について検討し、法制度化することが求められている。

5 身体拘束の合理性を争う手段の保障の原則

(1) 憲法

憲法34条は、「理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。」と定めている。理由を直ちに告げられる権利は、これに対する不服申立権をも保障するものと解されるべきである。

(2) 国際人権法

国際人権(自由権)規約9条4項は、「逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留を合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する」と定めている。

(3) 刑訴法の規定とその運用

刑訴法には、国際人権(自由権)規約9条4項の人身保護手続をなす権利に対応するものとして、勾留に対する準抗告制度がある。しかし、逮捕については、不服申立てを認める明文規定がなく、勾留に対する準抗告にならって準抗告の申立てをしても、不適法として却下される(最高裁昭和57年8月27日決定・刑集36巻6号726頁)。その結果、逮捕の効力として認められる72時間の留置期間中、被疑者は、刑訴法上、何らの救済手段がない状態に置かれている。これは、事実上、裁判所が勾留の決定をするまでの最大72時間、被疑者は、不当な身体拘束からの救済を裁判所に求め得る同規約9条4項の権利を否定されているのと同じである。

逮捕に対する不服申立手段がないことは、明らかな立法の過誤であるから、政府は、その不利益を被疑者に負わせるのではなく、直ちに、立法化するか、あるいは、裁判所において、従来判例を変更して、逮捕についても準抗告を準用することができるように準用規定を置くなどして立法の過誤を是正すべきである。

また、勾留質問に弁護人が立ち会う権利が認められておらず、例えば、準抗告において、弁護人側に関する限り、準抗告が申し立てられたことすら知らされず、ましてや検察官提出の書面や資料も交付されないなど、実質的にみて、身体拘束の合理性を争う機会が保障されているとは言い難い状況にある。

保釈請求手続等における事実取調べの実効化と反論権を保障するための改革が必要である。

第2 「人質」司法の実態

ここでは、統計資料から、「人質」司法の実態を明らかにする。

1 保釈率の推移

(1) 旧刑訴法下での保釈率

旧刑訴法下では、権利保釈が存在せず、裁量保釈のみであったが、その保釈率は、1943年以前の10年間の平均が12.1%であり、1943年の保釈率は25.6%であったと報告されている(武安将光法務府法制意見第4局参事官「新刑事訴訟法の運用状況について(二)」、法曹時報3巻6号62頁)。

武安報告は、このような戦前の状況を報告した上で、「新刑訴の施行によって従

来例外的に認められていたにすぎない保釈が原則的に認められるようになった。」と述べている。

(2) 現行訴法下における保釈率

そこで、現行訴法下における保釈率の推移を検討してみる。

現行訴法下における保釈率は、別表1のとおり、当初、50%内外で推移し(地裁での最高は、1972年の58.4%)、武安報告が述べるように、保釈が原則的に認められるようになったが、その後長期低落を続け、2003年には、地裁での保釈率が12.6%にまで低下している。

この数値は、旧刑訴法下でのそれにほぼ等しく、保釈は、例外的にしか認められなくなったことになる。権利保釈は、ないに等しい状態にあるのである。

なお、2004年の保釈率は、13.2%、2005年のそれは13.4%であって、ほんのわずかではあるが、上昇している。

また、別表1のとおり、1952年以降、保釈率は、一旦低下しているが、その原因は、1953年の刑訴法改正により、権利保釈の除外事由が拡大されたことによるものと思われる。

この改正により、刑訴法89条1号は、「死刑又は無期」から「死刑又は無期若しくは短期1年以上」に、同6号は、「被告人の氏名及び住所が判らないとき」から、「氏名又は住所が判らないとき」に、それぞれ「改正」され、さらに、現在の5号が追加されている。

2 起訴時、判決時の身体拘束率の推移

前項では、保釈率のみに注目して検討したが、身体拘束という面では、勾留の実情をも視野に入れる必要がある。

そこで、同じく地裁での勾留と保釈の結果としての身体拘束率の推移をとりまとめると別表2のとおりであり、これを簡単に示すと次のとおりである。なお、1999年以降の起訴時の身体拘束率については、統計がない。

【身体拘束率の推移】

	起訴時	判決時
1977年	67.8%	37.7%
1998年	78.3%	66.2%
2004年		70.5%
2005年		71.3%

2004年、2005年の判決時の身体拘束率は、1977年の起訴時の身体拘束率を上回っている。

このような推移は、第1に、現在の保釈は、およそ30年前であれば、そもそも勾留されなかった被告人の身体拘束を解く役割、すなわち増加した勾留を是正する機能

しか果たしていないこと、そして、第2に、現在の身体拘束の実情は、およそ30年を経て、保釈制度がないのと同様の事態にまで陥っていることを示している。

前項では、旧刑法下との比較で権利保釈はないに等しいと述べたが、身体拘束率の推移でみると、裁量保釈も含めて保釈制度は、ないに等しい事態にあることがわかる。

3 第1回公判期日前の保釈

次に、とりわけ困難になったと指摘されている第1回公判期日前の保釈について検討してみる。

(1) 勾留期間が1か月以内の者の勾留人員に占める比率の推移

従前、第1回公判期日前の保釈に関する統計は存在しなかったため、起訴後の勾留期間が1か月以内の者(地・簡裁)がそれに近似すると想定し、その勾留人員中の比率の推移を整理したのが別表3である。これを簡単に示すとともに、松本論文では、より端的に、第1回公判前保釈率(但し、地裁のみ)が掲載されているので、これを対応させて示すと、次のとおりである。

【勾留期間が1か月以内の者の勾留人員に占める比率及び第1回公判期日前の保釈率の推移】

	勾留期間1か月以内 / 勾留人員	第1回公判期日 前の保釈率
1967年	40.8%	
1984年	24.2%	17.9%
2003年	9.0%	7.9%
2004年	9.7%	8.4%

この松本論文によって、上記の想定が正しいことが裏付けられている。そして、これによって、松本論文では、掲載されていない1967年当時まで視野に入れることができるが、第1回公判期日前の保釈率が極めて大幅に低下していることがわかる。

(2) 自白・否認の別と第1回公判前の保釈

さらに、松本論文では、第1回公判前の保釈につき、保釈人員に占める比率を、自白事件、否認事件の別に掲載しており、これから引用すると、次のとおりである。

【第1回公判期日前の保釈の全保釈人員に占める割合の推移・自白 / 否認別】

母数は保釈人員	自白事件	否認事件

1984年	66.7%	58.3%
1999年	64.1%	34.0%
2004年	67.2%	34.2%

これによれば、自白事件においては、第1回公判期日前の保釈の保釈人員に占める比率は変化がないのに対し、否認事件においては、その比率が大幅に低下していることがわかる。

また、松本論文は、第1回公判前の保釈率につき、自白事件、否認事件の別に掲載しているので、これから引用すると、次のとおりである。

【第1回公判期日前の保釈率の推移・自白/否認別】

母数は勾留人員	自白事件	否認事件
1984年	17.7%	20.4%
1999年	9.8%	4.5%
2004年	9.0%	4.3%

(1) でみたように、保釈率が年々低下してきているのであるから、自白・否認のいずれにしても保釈率が低下してきているのは当然ではあるが、自白事件では、ほぼ半減に止まっているのに対し、否認事件では、4分の1にまで低下している。

松本論文は、「否認事件における保釈全体に占める比率の低下及び第1回公判期日前の保釈率の低下については、おそらくは刑訴法89条4号の『罪証隠滅のおそれ』に関する判断基準(あるいは同号に該当する場合の裁量保釈の判断基準)の変化(厳格化)が一因であろう。」と述べている。

(3) 新しい課題

公判前整理手続に付される事件については、第1回公判期日が従前よりも大幅に遅れて開かれることになるが、従前のような保釈の運用がなされたのでは、保釈がそれだけ遅れることになりかねない。

また、公判前整理手続のためには、被告人と弁護人との打ち合わせを充実したものにする必要があり、そのためには、保釈されていることが必須である。

その意味において、第1回公判前の保釈の運用を改革することは、より重要な課題になったと言わなければならない。

4 比例原則との関係

比例原則に照らせば、勾留は、事件の重大性および予測される刑罰に比して、不均衡なものであってはならないのであって、結果としての裁判そのものが、無罪・執行猶予・罰金等身体拘束を伴わないものになるのであれば、その手段としての勾留は、例外的であるべきであり、また、勾留する場合であっても、原則として保釈が認めら

れなければならないということになる。諸外国の立法例をみると、例えば、ドイツ刑事訴訟法 112 条 1 項ただし書は、「勾留が事件の重要性および予想される刑罰または保安改善処分に比べ不均衡である場合は、それを命令することはできない。」と定めている。

そこで、勾留失効数（無罪・執行猶予・罰金等の判決であったため判決時点で釈放された者の数。地裁）の推移を検討することによって、わが国において比例原則が機能しているのかどうかを検討してみると、次のとおりである。

【勾留失効人員の推移】

年	1975	1995	1998	2004
勾留された人員	37,504	40,571	45,632	65,884
勾留解除人員		22,990	25,963	37,395
《勾留解除理由別》				
保釈		7,748	7,065	8,576
保釈以外		15,242	18,898	28,819
《保釈以外の内訳》				
執行停止		122	104	
勾留取消		13	15	
期間満了		3	11	
勾留失効	4,796	15,104	18,768	28,000?
失効 / 勾留	12.8%	37.2%	41.1%	42%?
外国人勾留数			6,942	10,828

まず、勾留失効数についての統計が存在する 1998 年についてみると、勾留された人員約 4 万 5 0 0 0 人中、勾留が解除された人員が約 2 万 6 0 0 0 人であり、その内訳をみると、保釈が約 7 0 0 0 人、保釈以外が約 1 万 9 0 0 0 人である。保釈以外の内訳を見ると、そのほとんどが勾留失効であり、勾留失効の勾留人員に対する割合は、実に 41.1% に及んでいる。

そして、この勾留失効数の同年の内訳（全地裁。身体不拘束・保釈中を含む。）をみると、無罪：39 人、罰金：364 人、公訴棄却：108 人、刑の免除：2 人、免訴：2 人、執行猶予：3 万 5 6 3 6 人であって、そのほとんどが執行猶予であることがわかる。

してみると、およそ 1 万 9 0 0 0 人の被告人は、保釈されることなく、判決まで身

体拘束を受け、無罪・執行猶予・罰金等の判決で、ようやく身体拘束から解放されたことになる。

さらに、この勾留失効数の推移を見ると、1975年には、約5000人に過ぎず、他方、2004年には、正確な統計はないが約2万8000人に及んでいると推定される。

わが国においては、実態として、比例原則は、存在せず、勾留が刑罰の先取りとして機能している。

なお、松本論文は、この点につき、外国人被告人(1998年の地裁の終局人員は約7000人であり、執行猶予率は約92%)のほとんどの人員が勾留失効数に含まれると指摘し、「これらの被告人が刑罰の先取りとして勾留が継続されているものではないことは明らかと思われるが、その他の事件の被告人についても、国選弁護人選任率が高まっているという事情もあり、刑罰の先取りとして勾留が継続されているなどという批判は的はずれなものと言うべきである。」と述べている。

しかし、われわれは、裁判官が刑罰の先取りを意図して勾留を継続しているなどと批判しているのではない。実態として、比例原則が存在しないという憂うべき状態にあり、勾留が刑罰の先取りとして機能する結果になっていることを指摘しているのである。

5 保釈金の高額化

保釈金の額に関する統計は、1998年までしかないが、これを松本論文で補充して、整理すると次のとおりである。

【保釈金額の推移】

	1983年	1988年	1998年
50万円未満	2.6%	0.8%	0.2%
50万～100万円未満	38.7%	16.0%	1.2%
100万円～150万円未満	36.4%	37.8%	15.2%
150万円～200万円未満	12.0%	22.3%	34.5%

上記表のとおり、保釈金の高額化が著しい。その是正とともに、新たな制度についても検討する必要がある。

第3 日弁連の取組の経過

これまでの、「人質」司法打破に向けた日弁連の取り組みの経過は以下のとおりである。

1 1966年第9回人権擁護大会決議(於札幌市)

保釈の制度改革について、日弁連が最初に決議したのは、1966年の人権擁護大

会決議（札幌）においてである。同決議は、起訴前保釈を認める立法措置を採るべきことを要望するものであり、その理由において、「かかる長期にわたる保釈の権利なき身体の拘束が継続されることはある意味では未だ判決もないのに既に刑の執行を受けるに等しく、憲法32条（裁判を受ける権利）の精神に反するものといわなければならない」と述べている。

2 1989年第32回人権擁護大会「刑事訴訟法40周年宣言」（於松江市）

同宣言は、本文で、「起訴後も、保釈されず、勾留が長期に継続する事件は多い」と指摘し、理由中で「わが国には起訴前の保釈制度がなく、起訴後の保釈については許可率が極端に低下し、権利保釈は無きに等しい状況になっている。否認事件では、第一回公判まであるいは検察官請求の証人取調べが終了するまで、保釈を認めないのが通例である。現在、保釈は捜査機関によって自白強要の手段として利用されている。全裁判所の保釈率は、昭和45年に48.5%であったが、昭和62年には23.8%と半減している。また、保釈保証金も高額化している。保釈保証金は、100万円以上の占める比率が増大し、昭和55年には32.2%であったのが7年後の昭和62年には80.4%に増加している」と述べ、「保釈不許可等に対しては適切な不服申立」を実行すると宣言している。

3 1991年第34回人権擁護大会「被疑者の弁護活動強化のための宣言」（於宇都宮市）

同宣言は、「逮捕・勾留・保釈の裁判の形骸化を是正し、不当な身柄拘束を廃絶することをめざす」としており、そのために、逮捕・勾留・保釈の各段階で弁護人があらゆる法的手段を駆使して不当な身柄拘束を防止するために闘うこと、勾留裁判において被疑者・弁護人が関与できるように制度を改革すること、勾留要件を再検討し、例えば、証拠隠滅は勾留要件から削除する等の改革をすること、起訴前保釈制度を導入し、勾留期間の短期化をめざすこと、が提起された。

4 1999年第42回人権擁護大会「新しい世紀の刑事手続を求める宣言」（於前橋市）

同宣言は、刑訴法施行50周年にあたり、刑事訴訟法の全面的な改正をも視野に入れた改革に取り組むことを宣言しており、その一つとして、「人質司法の打破」を掲げた。

5 1999年10月「保釈に関する（準）抗告決定事例集」を発行

日弁連刑事弁護センターは、保釈についての実践的な活動に資する目的で「保釈に関する（準）抗告決定事例集」を発行した。

6 2000年7月14日「刑事司法改革に向けての提言」

「わが国では、起訴前において、被疑者の身体拘束率は高く、保釈の運用は原則と例外は完全に逆転され、保釈されて自由の身で公判審理に臨むケースは例外的となっ

ている。このような『人質司法』を打破するためには、無罪推定の原則に立って、被疑者・被告人の身体拘束を正当化する要件を見直して、その適正化が図られなければならない」とし、起訴前保釈制度の導入と、身体拘束理由としての「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」という要件を削除するか、もしくは「司法運営過程への妨害」という理由に改めることを提起した。

- 7 2003年12月11日「裁判員制度及び刑事裁判の充実・迅速化に関する意見書」
連日的開廷を可能にするために不可欠な制度の1つとして、被疑者・被告人の身体拘束からの解放が掲げられており、具体的には、起訴前保釈制度の導入、権利保釈の除外事由を真にやむを得ない場合に限定すること、保証人の保証書や被疑者・被告人の誓約書のみによっても保釈が可能となる保釈保証金以外の保証の新設、勾留理由開示公判を身体拘束からの解放等のための実質的審理手続に改めることが、提案された。
- 8 2004年3月、法曹三者による「刑事手続の在り方等に関する協議会」設置
司法制度改革審議会で積み残された制度改革課題の一つとして、保釈問題も課題に取り上げられることになった。
- 9 2004年12月、日弁連刑事弁護センター「人質司法打破のためのアクションプログラム」を策定
裁判員制度が実施される2009年までに、保釈の制度と運用を改革することを目標に活動していくことを決定し、現在、このプログラムに即した活動を展開している。
- 10 2005年3月17日「刑事司法改革の当面の目標」
「裁判員制度実施までに実現をめざすべき課題 - 運用上の課題と制度改革課題」として、刑訴法89条4号の改正(例えば、「被告人が自らの有罪証拠を隠滅すると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるとき」と改正すること)、起訴前保釈制度の新設、刑訴法89条1号の改正(例えば、「被告人が死刑に当たる罪を犯したものであるとき」に改正すること)、権利保釈の除外理由等の認定プロセスの不透明性と職権主義的運用の改革を掲げた。
- 11 2006年3月、第9回国選弁護シンポジウムのプレシンポジウム「『人質』司法を打破しよう 保釈制度の改革を目指して」を開催し、裁判員制度が実施される2009年を目途に保釈制度の改革を実現しよう、その第一歩として、国選事件も含め、保釈請求を励行し、保釈請求却下に対しては、準抗告、抗告をしよう、未決勾留に替わる居住場所の制限などの代替制度の導入を推進しよう、保釈手続における事実取調べの実効化と反論権の保障を実現しようとのアピールを採択した。
- 12 2006年6月、「保釈及び勾留改革に関するワーキンググループ」が設置された(同年9月、「保釈・勾留改革等非拘禁化に関するワーキンググループ」と改称)。

第4 提言する改革の内容

1 逮捕について

逮捕に対する不服申立制度を、勾留に関する準抗告を準用するなどの方法で整備すべきである。

2 勾留について

(1) 比例原則を明記すべきである。

具体的には、刑訴法60条1項本文に、ただし書として、例えば、「但し、勾留が事件の法定刑および想定される刑罰に比して不均衡であるときは、これを行うことはできない。」を加えることが考えられる。現行刑訴法は、30万円以下の罰金等に当たる事件については住居不定の場合でなければ勾留することができない旨規定しており、比例原則に基づく規定だと考えられるが、法定刑のみならず、事案に即して「想定される刑罰」との関係でも、比例原則が適用されるべきである。(なお、30万円という金額については、括弧書きでほとんどの罪について「当分の間」2万円とされており、不当である。括弧書きだけでも速やかに削除されるべきである。)

また、法定刑との関係でも、罰金等に当たる事件にのみ限るのは、限定的に過ぎるのであって、例えば、「法定刑が6ヶ月以下の懲役・禁錮、罰金等の場合には、勾留することができない」と規定することが考えられる。

(2) 刑訴法60条1項2号を改正すべきである。

具体的には、刑訴法60条1項2号は削除するか、例えば、「司法権の行使を妨げる客観的な危険が具体的な証拠によって認められるとき」と全面改正すべきである。

(3) 被疑者(弁護士)側に、捜査機関の手持ち証拠を検証して、勾留の理由、必要性あるいは捜査活動の違法をチェックする地位を保障するため、勾留質問に際しての弁護人の立会権を保障すべきである。

具体的には、規則149条の2(勾留質問の弁護士立会権)として、「勾留請求に関する裁判所の勾留質問にあたり、被疑者に弁護士がいる場合には、弁護人に立ち会わせる機会を与えなければならない。」との規定を新設すべきである。

(4) 刑訴法420条3項、429条2項を削除すべきである。

勾留に対する不服申立ての理由として、「犯罪の嫌疑がないこと」が除外されているのは不合理である。勾留に対する抗告(又は準抗告)において、「犯罪の嫌疑がないこと」をも理由とすることができるようになるべきである。

(5) 当事者としての手続保障を整備すべきである。

具体的内容は、別紙1のとおりである。

3 保釈について

(1) 起訴前保釈制度を創設すべきである。

具体的には、刑訴法207条1項ただし書を削除するべきである。

(2) 刑訴法 89 条 1 号を改正すべきである。

具体的には、刑訴法 89 条 1 号を改正して、「被告人が死刑に当たる罪を犯したものであるとき」とすべきである。

現行法では、「被告人が死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき」とされているが、1953 年改正前は、「死刑又は無期」であった。この改正は、逃亡率の増加を立法事実とするものであるが、現在では、逃亡率が激減しており、既に、そのような立法事実は消滅している。また、刑訴法制定当時、「死刑」のみとする案も検討されたものの、戦争直後の警察力の低下、治安の維持の必要などから「死刑又は無期」とされたものであって、現在では、そのような立法事実も既に消滅しており、裁判員制度の導入をも踏まえ、上記のとおり改正すべきである。

(3) 刑訴法 89 条 3 号を削除すべきである。

まず、刑訴法 89 条 3 号の削除を提言する。

貸金業規制法違反、不動産取引業法違反、廃棄物法違反などいわゆる業法違反については、初犯であっても「業として実行する者である」として常習性ありとして保釈が認められない。このような運用は極めて不当である。

削除が直ちに実現しないとしても、それまでの間、同種事犯を繰り返し行った場合に限定するような条文に改正すべきである。

(4) 刑訴法 89 条 4 号を削除すべきである。

まずは、刑訴法 89 条 4 号を削除すべきである。

既に述べたとおり、この規定が元凶となって、人質司法の現状がもたらされているのであって端的にこれを削除すべきである。

削除が直ちに実現しないとしても、それまでの間、勾留について述べたように、「司法権の行使を妨げる客観的な危険が具体的な証拠によって認められるとき」とするか少なくとも「被告人が自らの有罪証拠を隠滅すると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるとき」と改正すべきである（なお、「罪証」を「有罪証拠」と改めたのは、情状証拠を含まないことを明らかにする趣旨である。「疑う」を「推定する」と改めたのは、単なる可能性では足りず蓋然性が存在する必要があることを明らかにする趣旨である。

「相当な理由」を「十分な理由」と改めたのは、憲法 34 条の「正当な理由 (adequate cause)」（十分な理由）に見合ったものとする趣旨である。「具体的な証拠によって認められるとき」を付加したのは、現状の具体的な裏付けのない「おそれ」の認定を根絶する趣旨である。)。いずれにしても、人質司法と呼ばれる現状をもたらしているこの刑訴法 89 条 4 号を改正することによって、身体不拘束の原則を確立する必要がある。

(5) 刑訴法 89 条 5 号を削除すべきである。

まずは、刑訴法 89 条 5 号を削除すべきである。

既に述べたとおり、この規定が元凶となって、人質司法の現状がもたらされているのであって端的にこれを削除すべきである。

削除が直ちに実現しないとしても、それまでの間、同条 5 号について、「被告

人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるとき」に改正するべきである。

- (6) 刑訴法343条を削除すべきである。

実刑判決が確定しなくとも、一審判決において実刑判決が出された場合には、保釈の効力が失われることとするのは、無罪推定原則と矛盾する。

判決確定までは、一度認めた保釈の効力は維持するべきである。

- (7) 未決勾留の代替制度を創設すべきである。

この問題をも含めた諮問が、法制審議会になされているが、前述の最終手段としての拘禁の原則からしても、未決勾留の代替制度を創設することは、国際人権法の要請するところでもあり、早急に導入する方向での検討がなされるべきである。

例えば、一定期間ごとの裁判所や検察庁への出頭を義務づけたり、裁判所書記官や検察事務官などが不定期に自宅に電話をするなどして所在を確認し、公判への出頭を確保することなどが考えられる。

別紙 1 (刑訴規則改正による勾留・保釈等についての当事者としての手続保障の整備)

全ての令状請求書謄本を裁判所が保管するように改革し、令状発付についての事後的検証を可能にするべきである。

現行規則では、逮捕状につき、謄本が裁判所に保管(1 か月位は、令状部に保管し、その後刑事訟廷の記録係が保管。保管期間は規定上は1年間とのこと。この謄本で、いかなる疎明資料が存在していたかを知ることができる。)されるのみであり、その他の令状請求書については謄本の添付を要せず、請求書は返還しなければならない(規則 1 4 1 条) とされており、提供を受けた資料(規則 1 4 3 条) についても、謄本を徴することなく、また写しを取ることなく、返還する扱いとなっている。逮捕状を含め、全ての令状請求書謄本を保管するように改革し、令状発付についての事後的検証を可能にするべきである。

具体的には、規則 1 3 9 条(令状請求の方式) 2 項を「前項の請求書(第 1 5 1 条の勾留期間延長を含む。)には、謄本 1 通を添附しなければならない。」と改正し、3 項として、「前項で添附された謄本は、裁判所が保管する。」を新設するべきである。

勾留質問調書及び第 1 回公判前の証人尋問調書謄本を裁判所が保管するように改革すべきである。

勾留質問調書は、「裁判官は、被疑者を勾留したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない。」(規則 1 5 0 条・書類の送付) との規定により、検察官に送付されており、裁判所には残らない。そこで、裁判所での随時閲覧・謄写の前提として、この調書の裁判所保管を提言するものである。

具体的には、規則 1 4 9 条の 3 (勾留質問調書の保管) として、「勾留請求に関する裁判所の勾留質問調書は、その原本を裁判所が保管する。」との規定を新設すべきである。

また、第 1 回公判前の証人尋問調書については、「裁判官は、法第 2 2 6 条又は第 2 2 7 条の請求により証人を尋問したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない」(規則 1 6 3 条・書類の送付) の規定により、検察官に送付されており、前同様に、裁判所には残らない。そこで、勾留質問調書についてと同様の趣旨で、この調書謄本の裁判所保管を提言するものである。

具体的には、規則 1 6 3 条に 2 項を新設して、「前項により送付する書類の謄本は裁判所が保管する。」との規定を置くべきである。

の謄本を含む請求書・調書及び勾留理由開示公判調書については、当事者による随時閲覧・謄写の権利が保障されるべきである。

逮捕状を除く の謄本及び の調書またはその謄本は、そもそも裁判所に保管されていない。また、裁判所に保管されている逮捕状謄本及び勾留理由開示公判調書につき、裁判所は、法 4 0 条の反対解釈により起訴前は当然には閲覧謄写権はないとの見解をとり、実務運用も一定の理由がある場合にだけ閲覧謄写を認めるにすぎない。

これでは、当事者としての権利保障として十分ではないので、規則 163 条の 2 (裁判所保管書類の閲覧・謄写) を新設して、 によって裁判所に保管されることになる書類等につき、弁護人にその閲覧・謄写権を認めるようにすることを提言する。具体的な規定案は、以下のとおりである。

【改正案】 「 弁護人は、裁判所が保管する次の書面については、随時閲覧・謄写することができる。

86 条の勾留理由開示公判調書

139 条 2 項の謄本 (令状請求書謄本)

149 条の 3 の原本 (勾留質問調書)

各令状の謄本

勾留状謄本を必要的に交付する制度とするとともに、逮捕の執行状況に関する一定の資料の謄本を交付する制度に改めるべきである。

ア 具体的には、規則 149 条の 4 (勾留状謄本の交付) として「勾留状により勾留された被疑者に対しては、勾留後速やかに勾留状謄本及び 148 条 1 項 1 号、同 2 号の資料の謄本を交付しなければならない。」という規定を新設すべきである。

イ また、規則 154 条 (謄本交付の請求・法第 208 条) を「前条第 1 項の裁判があったときは、裁判後速やかに被疑者に対しその裁判の記載のある勾留状の謄本を交付しなければならない。」と改正して、必要的に被疑者に勾留状謄本を交付するようにすべきである。

保釈請求手続あるいはこれに関する抗告・準抗告等の手続等において、相手側に対し、書面、資料等を交付する制度を整備すべきである。

例えば、準抗告についてみると、被疑者・被告人側申立ての準抗告については、法律等で検察官の意見を聴くとされている場合 (法 92 条・規則 88 条、保釈請求、勾留取消請求、勾留執行停止の場合) の外、規定されていないものについても裁判所は当然のこととして検察官に申立書や添附する疎明書類等を示してその意見を聞くのに対し、検察官申立ての準抗告については、申立書すら弁護人に交付されないし、起訴前には刑訴法 40 条のような明文がないため、閲覧・謄写の運用については区々になっており、さらには検察官から準抗告が申し立てられているということ自体さえ弁護人には知らされないのが実情である。検察官は、弁護人の提出する書面及び資料を自由に閲覧しているのに対し、検察官の提出する書面及び資料については、起訴前に関する限り、裁判官の裁量により閲覧を認めたり認めなかったりという不合理な扱いになっている。

そこで、準抗告等の手続において当事者が提出する書面・資料の写しの、相手方への交付を義務化することによって、保釈請求手続等における事実取調べの実効化と反論権を保障することを提言するものである。

具体的には、規則 92 条の 3 (書面・資料の交付) として、

「次の手続において、弁護人・検察官が裁判所に書面の提出・資料の提供をする場合には、その謄本・写し等を添付し、裁判所はそれを相手方 (検察官・弁護人) に交付しなければならない。

勾留に関する抗告・準抗告手続
勾留の執行停止手続
勾留取消請求手続
保釈請求手続
保釈に関する抗告・準抗告手続」
との規定を新設すべきである。

以 上

別表1 通常第一審における勾留、保釈人員及びその割合(地裁)

年	新受人員	勾留状 発布人員	保釈請求 人員	保釈許可 人員 (終局前)	勾留率	保釈請求率	保釈率	拘束率	保釈 許可率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(B / A)	(C / B)	(D / B)	((B-D)/A)	(D / C)
1949年	108,324	55,720		28,916	51.4%		51.9%	24.7%	
1950年	111,502	57,787		30,444	51.8%		52.7%	24.5%	
1951年	85,010	41,186		23,959	48.4%		58.2%	20.3%	
1952年	80,593	44,433		22,450	55.1%		50.5%	27.3%	
1953年	72,808	41,240		18,457	56.6%		44.8%	31.3%	
1954年	78,843	50,074		18,929	63.5%		37.8%	39.5%	
1955年	84,242	49,342		19,323	58.6%		39.2%	35.6%	
1956年	69,362	38,936		13,405	60.2%		35.4%	36.8%	
1957年	70,383	38,083		13,686	58.7%		36.0%	34.7%	
1958年	75,320	42,365		14,734	56.2%		34.8%	36.7%	
1959年	76,196	41,348		15,082	54.3%		36.5%	34.5%	
1960年	73,209	40,425		15,720	55.2%		38.9%	33.7%	
1961年	80,750	43,798		17,864	54.2%		40.8%	32.1%	
1962年	77,501	43,093		17,841	55.6%		41.4%	32.6%	
1963年	75,492	39,557		16,743	52.4%		42.3%	30.2%	
1964年	76,687	40,436		16,965	52.7%		42.0%	30.6%	
1965年	79,347	42,206		18,204	53.2%		43.1%	30.2%	
1966年	79,458	41,645		18,698	52.4%		44.9%	28.9%	
1967年	75,249	37,364	35,665	18,419	49.7%	95.5%	49.3%	25.2%	51.6%
1968年	75,589	35,496	34,482	17,698	47.0%	97.1%	49.9%	23.5%	51.3%
1969年	69,450	35,462	35,801	18,221	51.1%	101.0%	51.4%	24.8%	50.9%
1970年	74,903	33,957	38,530	18,938	45.3%	113.5%	55.8%	20.1%	49.2%
1971年	76,587	35,720	38,246	20,533	46.6%	107.1%	57.5%	19.8%	53.7%
1972年	80,799	38,291	40,782	22,368	47.4%	106.5%	58.4%	19.7%	54.8%
1973年	77,151	36,556	39,440	21,197	47.4%	107.9%	58.0%	19.9%	53.7%
1974年	68,809	32,734	34,857	18,083	47.6%	106.5%	55.2%	21.3%	51.9%
1975年	76,548	37,504	36,678	19,801	49.0%	97.8%	52.8%	23.1%	54.0%
1976年	83,212	40,971	39,874	20,835	49.2%	97.3%	50.9%	24.2%	52.3%
1977年	87,274	43,997	40,798	20,294	50.4%	92.7%	46.1%	27.2%	49.7%
1978年	90,519	44,184	40,486	18,905	48.8%	91.6%	42.8%	27.9%	46.7%
1979年	88,654	43,712	38,252	18,281	49.3%	87.5%	41.8%	28.7%	47.8%
1980年	88,988	44,435	34,768	16,728	49.9%	78.2%	37.6%	31.1%	48.1%
1981年	89,158	44,827	33,194	15,690	50.3%	74.0%	35.0%	32.7%	47.3%
1982年	89,625	46,580	31,626	15,137	52.0%	67.9%	32.5%	35.1%	47.9%
1983年	89,791	46,466	30,726	14,817	51.7%	66.1%	31.9%	35.2%	48.2%
1984年	92,327	49,163	28,168	13,408	53.2%	57.3%	27.3%	38.7%	47.6%
1985年	90,941	48,697	26,064	12,567	53.5%	53.5%	25.8%	39.7%	48.2%
1986年	85,276	46,244	23,954	11,740	54.2%	51.8%	25.4%	40.5%	49.0%
1987年	82,734	45,854	23,818	11,955	55.4%	51.9%	26.1%	41.0%	50.2%
1988年	75,638	41,812	21,047	10,338	55.3%	50.3%	24.7%	41.6%	49.1%
1989年	69,738	37,763	19,360	9,811	54.1%	51.3%	26.0%	40.1%	50.7%
1990年	63,763	34,855	18,666	9,716	54.7%	53.6%	27.9%	39.4%	52.1%
1991年	62,709	36,178	18,428	9,745	57.7%	50.9%	26.9%	42.2%	52.9%
1992年	62,369	37,091	17,450	9,230	59.5%	47.0%	24.9%	44.7%	52.9%
1993年	64,428	38,789	16,266	9,092	60.2%	41.9%	23.4%	46.1%	55.9%
1994年	65,245	40,389	15,965	8,330	61.9%	39.5%	20.6%	49.1%	52.2%
1995年	69,144	41,903	15,878	8,059	60.6%	37.9%	19.2%	48.9%	50.8%
1996年	73,145	45,343	16,358	7,951	62.0%	36.1%	17.5%	51.1%	48.6%
1997年	75,834	47,863	16,361	7,974	63.1%	34.2%	16.7%	52.6%	48.7%
1998年	77,496	48,199	15,678	7,458	62.2%	32.5%	15.5%	52.6%	47.6%
1999年	85,016	53,585	15,709	7,823	63.0%	29.3%	14.6%	53.8%	49.8%
2000年	94,141	58,285	17,010	8,109	61.9%	29.2%	13.9%	53.3%	47.7%
2001年	99,993	62,357	17,683	8,495	62.4%	28.4%	13.6%	53.9%	48.0%
2002年	107,029	67,584	17,691	8,814	63.1%	26.2%	13.0%	54.9%	49.8%
2003年	111,822	72,369	18,051	9,098	64.7%	24.9%	12.6%	56.6%	50.4%
2004年	113,464	71,144	18,253	9,396	62.7%	25.7%	13.2%	54.4%	51.5%
2005年	111,730	71,552	18,194	9,573	64.0%	25.4%	13.4%	55.5%	52.6%

1. 司法統計年報による延べ人員である。
2. 保釈許可人員は「終局前」の人員のみである。

別表2 通常第一審における終局人員の身柄処遇状況(地裁)

年	終局人員	受理時の身柄			起訴後の処遇					終局時の身柄		
		拘束中	拘束率	不拘束	不勾留	勾留	勾留率	保釈	保釈率	拘束中	拘束率	不拘束
1977年	63,176	42,821	67.8%	20,355	20,139	43,037	68.1%	19,213	44.6%	23,824	37.7%	39,352
1978年	65,472	45,305	69.2%	20,167	19,832	45,640	69.7%	18,557	40.7%	27,083	41.4%	38,389
1979年	64,921	44,575	68.7%	20,346	20,029	44,892	69.1%	17,962	40.0%	26,930	41.5%	37,991
1980年	65,369	44,917	68.7%	20,452	20,203	45,166	69.1%	17,016	37.7%	28,150	43.1%	37,219
1981年	64,289	46,467	72.3%	17,822	17,646	46,643	72.6%	15,669	33.6%	30,974	48.2%	33,315
1982年	64,335	47,043	73.1%	17,292	17,083	47,252	73.4%	14,615	30.9%	32,637	50.7%	31,698
1983年	64,769	47,606	73.5%	17,163	17,045	47,724	73.7%	14,926	31.3%	32,798	50.6%	31,971
1984年	66,311	49,264	74.3%	17,047	16,911	49,400	74.5%	13,438	27.2%	35,962	54.2%	30,349
1985年	65,553	48,132	73.4%	17,421	17,363	48,190	73.5%	11,980	24.9%	36,210	55.2%	29,343
1986年	63,204	45,833	72.5%	17,371	17,291	45,913	72.6%	10,964	23.9%	34,949	55.3%	28,255
1987年	61,995	45,024	72.6%	16,971	16,917	45,078	72.7%	11,385	25.3%	33,693	54.3%	28,302
1988年	57,883	42,187	72.9%	15,696	15,640	42,243	73.0%	9,889	23.4%	32,354	55.9%	25,529
1989年	52,755	37,918	71.9%	14,837	14,795	37,960	72.0%	9,423	24.8%	28,537	54.1%	24,218
1990年	49,821	35,240	70.7%	14,581	14,521	35,300	70.9%	9,598	27.2%	25,702	51.6%	24,119
1991年	47,539	34,594	72.8%	12,945	12,856	34,683	73.0%	9,255	26.7%	25,428	53.5%	22,111
1992年	46,983	34,880	74.2%	12,103	12,043	34,940	74.4%	8,762	25.1%	26,178	55.7%	20,805
1993年	48,692	37,052	76.1%	11,640	11,582	37,110	76.2%	8,505	22.9%	28,605	58.7%	20,087
1994年	49,856	38,867	78.0%	10,989	10,905	38,951	78.1%	8,011	20.6%	30,940	62.1%	18,916
1995年	51,537	40,523	78.6%	11,014	10,966	40,571	78.7%	7,748	19.1%	32,823	63.7%	18,714
1996年	54,880	43,095	78.5%	11,785	11,746	43,134	78.6%	7,513	17.4%	35,621	64.9%	19,259
1997年	57,301	45,368	79.2%	11,933	11,899	45,402	79.2%	7,536	16.6%	37,866	66.1%	19,435
1998年	58,257	45,625	78.3%	12,632	12,625	45,632	78.3%	7,065	15.5%	38,567	66.2%	19,690
1999年	61,640	1999年以降 司法統計年報に記載欄なし			13,966	47,674	77.3%	7,147	15.0%	40,527	65.7%	21,113
2000年	68,190				15,425	52,765	77.4%	7,401	14.0%	45,364	66.5%	22,826
2001年	71,379				14,668	56,711	79.5%	7,734	13.6%	48,977	68.6%	22,402
2002年	75,570				15,166	60,404	79.9%	8,085	13.4%	52,319	69.2%	23,251
2003年	80,223				15,223	65,000	81.0%	8,240	12.7%	56,760	70.8%	23,463
2004年	81,251				15,367	65,884	81.1%	8,576	13.0%	57,308	70.5%	23,943
2005年	79,203				14,001	65,202	82.3%	8,760	13.4%	56,442	71.3%	22,761

1. 司法統計年報による実人員である。

2. 本表にいう勾留率は終局人員に対する割合、保釈率は勾留された終局人員に対する割合で、別表1にいう勾留率及び保釈率とは異なる。

別表3 通常第一審における終局人員の勾留期間(地裁・簡裁)

年	15日以内	1月以内	累計	2月以内	累計	3月以内	累計	6月以内	累計	1年以内	1年超過
1967年	21.8%	19.0%	40.8%	31.7%	72.5%	14.0%	86.5%	10.3%	96.8%	2.7%	0.5%
1968年	22.1%	18.5%	40.6%	30.8%	71.4%	14.4%	85.8%	11.0%	96.8%	2.7%	0.5%
1969年	21.7%	18.9%	40.6%	30.7%	71.3%	14.2%	85.5%	11.1%	96.6%	2.8%	0.6%
1970年	22.4%	17.1%	39.5%	29.7%	69.2%	14.4%	83.6%	12.0%	95.6%	3.6%	0.8%
1971年	23.1%	16.1%	39.2%	29.2%	68.4%	14.9%	83.3%	12.5%	95.8%	3.5%	0.7%
1972年	23.8%	16.0%	39.8%	28.5%	68.3%	15.0%	83.3%	12.4%	95.7%	3.5%	0.8%
1973年	25.3%	15.5%	40.8%	28.1%	68.9%	14.6%	83.5%	12.0%	95.5%	3.6%	0.9%
1974年	24.8%	15.5%	40.3%	29.2%	69.5%	14.6%	84.1%	11.6%	95.7%	3.4%	0.9%
1975年	23.4%	14.9%	38.3%	31.3%	69.6%	15.3%	84.9%	11.3%	96.2%	3.1%	0.7%
1976年	22.1%	14.3%	36.4%	32.1%	68.5%	15.9%	84.4%	11.9%	96.3%	3.1%	0.6%
1977年	21.5%	13.6%	35.1%	33.3%	68.4%	16.1%	84.5%	11.8%	96.3%	3.0%	0.7%
1978年	18.9%	13.6%	32.5%	34.5%	67.0%	16.9%	83.9%	12.3%	96.2%	3.0%	0.8%
1979年	18.8%	13.4%	32.2%	35.4%	67.6%	17.0%	84.6%	11.7%	96.3%	2.9%	0.8%
1980年	18.3%	14.0%	32.3%	36.5%	68.8%	16.4%	85.2%	11.1%	96.3%	2.8%	0.9%
1981年	15.6%	13.4%	29.0%	39.0%	68.0%	17.5%	85.5%	11.3%	96.8%	2.5%	0.7%
1982年	14.7%	12.2%	26.9%	39.1%	66.0%	18.6%	84.6%	12.2%	96.8%	2.6%	0.6%
1983年	15.9%	12.0%	27.9%	39.3%	67.2%	18.2%	85.4%	11.3%	96.7%	2.6%	0.7%
1984年	13.2%	11.0%	24.2%	40.6%	64.8%	19.5%	84.3%	12.6%	96.9%	2.5%	0.6%
1985年	11.8%	10.4%	22.2%	40.9%	63.1%	20.2%	83.3%	13.2%	96.5%	2.8%	0.7%
1986年	11.0%	10.3%	21.3%	42.4%	63.7%	20.0%	83.7%	12.6%	96.3%	3.0%	0.8%
1987年	11.9%	10.0%	21.9%	42.3%	64.2%	19.6%	83.8%	12.6%	96.4%	2.9%	0.8%
1988年	10.3%	9.6%	19.9%	43.3%	63.2%	20.2%	83.4%	12.7%	96.1%	3.0%	0.9%
1989年	11.7%	9.0%	20.7%	42.3%	63.0%	21.0%	84.0%	12.2%	96.2%	3.0%	1.0%
1990年	12.8%	8.9%	21.7%	41.3%	63.0%	20.2%	83.2%	12.8%	96.0%	3.0%	1.0%
1991年	12.1%	9.0%	21.1%	42.0%	63.1%	20.4%	83.5%	12.4%	95.9%	3.1%	1.0%
1992年	11.1%	8.4%	19.5%	41.4%	60.9%	21.8%	82.7%	13.2%	95.9%	3.2%	1.0%
1993年	10.6%	7.4%	18.0%	42.0%	60.0%	22.0%	82.0%	13.6%	95.6%	3.4%	1.0%
1994年	9.1%	6.9%	16.0%	42.7%	58.7%	23.3%	82.0%	13.5%	95.5%	3.4%	1.0%
1995年	8.2%	6.7%	14.9%	43.1%	58.0%	23.5%	81.5%	14.0%	95.5%	3.4%	1.1%
1996年	7.2%	6.1%	13.3%	44.4%	57.7%	23.8%	81.5%	13.9%	95.4%	3.6%	1.1%
1997年	6.9%	5.7%	12.6%	45.6%	58.2%	23.5%	81.7%	13.8%	95.5%	3.5%	1.1%
1998年	7.3%	4.7%	12.0%	39.5%	51.5%	25.8%	77.3%	16.5%	93.8%	4.8%	1.4%
1999年	6.4%	4.1%	10.5%	41.3%	51.8%	26.7%	78.5%	16.1%	94.6%	4.2%	1.2%
2000年	6.3%	3.8%	10.1%	38.9%	49.0%	27.9%	76.9%	17.5%	94.3%	4.4%	1.3%
2001年	6.1%	3.3%	9.4%	37.9%	47.4%	28.2%	75.6%	17.7%	93.3%	5.2%	1.5%
2002年	6.0%	3.4%	9.4%	38.7%	48.1%	28.1%	76.2%	17.1%	93.3%	5.1%	1.4%
2003年	5.6%	3.3%	9.0%	40.1%	49.0%	27.5%	76.6%	16.8%	93.4%	5.3%	1.3%
2004年	6.1%	3.6%	9.7%	40.2%	49.9%	27.4%	77.3%	16.1%	93.4%	5.1%	1.5%
2005年	6.0%	3.7%	9.7%	39.8%	49.5%	27.7%	77.2%	15.8%	93.0%	5.5%	1.5%

1. 司法統計年報による実人員である。